

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	・国民年金第1号被保険者の資格取得届(任意含む)の受理・資格喪失届の受理・付加保険料の申出・辞退届の受理、被保険者種別変更届の受理、被保険者の住所変更の報告、保険料免除及び猶予申請(法定免除含む)の受理・法定免除廃止届の受理 ・基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定の受付、未支給年金の受付 ・年金相談
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金被保険者台帳情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第46項、第116項
--------	-------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1242
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月16日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う際は、必ず複数の職員で確認しリスクへの対策を講じている。また、定期的に特定個人情報の取扱いに関する資料等を再確認し、意識の向上を図っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードとICカードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、確認できるようにしている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更目	項目	変更前の組織	変更後の組織	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-1-① 事務の概要	「国民年金第1号被保険者の資格取得届(任意含む)」の受理・資格喪失届の受理・付加保険料の申出・繰上届の受理、被保険者特別変更届の受理、被保険者の住所変更の報告、保険料免除及び猶予申請(法定免除含む)の受理・法定免除停止届の受理 「基礎年金(世帯・障害・遺族)賦定の受付、未受給年金の交付 ・年金相談	「国民年金第1号被保険者の資格取得届(任意含む)」の受理・資格喪失届の受理・付加保険料の申出・繰上届の受理、被保険者特別変更届の受理、被保険者の住所変更の報告、保険料免除及び猶予申請(法定免除含む)の受理・法定免除停止届の受理 「基礎年金(世帯・障害・遺族)賦定の受付、未受給年金の交付 ・年金相談	事後	変更しによる
平成30年4月1日	I-5-① 所属長	保険年金課長 室賀 真二	保険年金課長 柴野 恭彦	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成30年4月1日	I-3 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	経営企画部 情報政策課	市長政策部 情報政策課	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成30年4月1日	Ⅱ-1-①いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	変更しによる
平成30年4月1日	Ⅱ-2-①いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	変更しによる
平成30年4月1日	I-4-② 所属長	保険年金課長 柴野 恭彦	保険年金課長	事後	変更しによる
平成30年4月1日	I-3 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	市長政策部 情報政策課	市長政策部 広報情報課	事後	平成20年4月1日付組織改編による
平成30年4月1日	Ⅱ-1-①いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	変更しによる
平成30年4月1日	Ⅱ-2-①いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	変更しによる
平成30年4月1日	Ⅱ-1-①いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	変更しによる
平成30年4月1日	Ⅱ-2-①いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	変更しによる
令和元年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. システムの名称	〇アクセス管理 総合行政情報システム(国民年金)、宛名管理システム、総合宛名(連属)システム、中間サー	〇システム名称 総合行政情報システム(国民年金)、宛名管理システム、	事後	変更しによる
令和元年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①実施の有無 実施する ②法令上の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二(実施に必要となる情報提供の根拠)「15、48、50、107、117の項	③実施の有無 実施しない ④法令上の根拠 実施していないので未記載	事後	変更しによる
令和元年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 2. システムの名称	総合行政情報システム(国民年金)、宛名管理システム	国民年金システム、宛名管理システム	事後	変更しによる
令和元年4月1日	I 関連情報 B. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ Ⅱ したい情報照断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	市長政策部 広報情報課	市長政策部 情報政策課	事後	令和23年4月1日付組織改編による
令和元年4月1日	Ⅱ したい情報照断項目 2. 取扱有無 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和31年11月1日	事後	変更しによる
令和元年4月1日	Ⅲ リスク対策 B. 特定個人情報の提供・移転・委託の情報提供ネットワークシステムを通じて提供を拒否し	〔O〕提供・移転しない	①提供・移転しない ②不正な提供・移転が行われる(リスクへの対策「十分である」)	事後	変更しによる
令和元年4月1日	Ⅲ リスク対策 B. 監査	〔 〕自己点検 〔O〕内部監査 〔 〕外部監査	〔O〕自己点検 〔O〕内部監査 〔 〕外部監査	事後	変更しによる
令和元年4月1日	I 関連情報 B. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	番号法第9条第1項 別表第一 項番31、43	番号法第9条第1項 別表の第45項、第116項	事後	番号法の改正による
令和元年4月1日	I 関連情報 B. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	市長政策部 情報政策課	未来政策部 情報政策課	事後	組織改編による
令和元年4月1日	Ⅱ したい情報照断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和31年11月1日	令和4年5月27日	事後	変更しによる
令和元年4月1日	Ⅱ したい情報照断項目 2. 取扱有無 いつ時点の計数か	令和31年11月1日	令和4年5月27日	事後	変更しによる
令和元年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 開示先	〒933-8601 富山県富山市中広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254	〒933-8601 富山県富山市中広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1242	事後	電話番号の変更による
令和元年4月1日	Ⅱ したい情報照断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	変更しによる
令和元年4月1日	Ⅱ したい情報照断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月27日	令和4年8月27日	事後	変更しによる
令和元年4月1日	Ⅱ したい情報照断項目 2. 取扱有無 いつ時点の計数か	令和4年5月27日	令和4年8月27日	事後	変更しによる
令和元年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム	国民年金システム、宛名管理システム、窓口業務支援システム	事前	変更しによる
令和元年4月1日	Ⅱ したい情報照断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月27日	令和4年12月16日	事後	変更しによる
令和元年4月1日	Ⅱ したい情報照断項目 2. 取扱有無 いつ時点の計数か	令和4年8月27日	令和4年12月16日	事後	変更しによる
令和元年4月1日	Ⅳ リスク対策 B. 人等を介さずなれを個人及び匿名が発生するリスクへの対策は十分か 情報の提供	---	十分である 特定個人情報を取り扱う関係は、必ず情報の漏洩で確認しリスクへの対策を講じている。また、定期的に特定個人情報の取扱いに関する資料等を再確認し、意識の向上を図っている。	事後	様式変更による評価実施
令和元年4月1日	Ⅳ リスク対策 1. 最も発生度が高いと考えられる対策 最も発生度が高いと考えられる対策	---	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更による評価実施
令和元年4月1日	Ⅳ リスク対策 1. 最も発生度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か〔再掲〕 情報の提供	---	十分である システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードの切り替えは原則として年ごとに行っており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを監視し、確認できるようにしている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(第三者、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更による評価実施